

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部
を改正する規程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部改正に基づく給料表の改定に伴い、管理職手当額について、改正を行います。
- 2 管理職手当を支給する職員の職の見直しを行います。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。ただし、2の規定は平成26年4月1日から施行します。
- 4 1の規定は平成25年12月1日から適用します。